

## 町民生活課からのお知らせ

### ペットの飼育管理について

毎年、雪解けの時期に町内の特定の場所で犬や猫の糞が放置されているとの苦情が寄せられます。糞の後始末は飼主の責任で行わなければなりませんので、迷惑を掛けることがないようにしましょう。

また、飼主はペットの飼育について、一生涯面倒を見る義務があります。入院、引越しなどの事情がある場合でも、知り合いに譲渡するなどして、適正に責任を持って対処しましょう。

場合により、動物虐待などで罰金刑となる場合がありますので、飼主の責任を果たしましょう。

### 犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼った時は、登録が義務付けられています。登録料は1頭3千円です。また、その他狂犬病予防接種を毎年接種する必要があります。これを怠ると、20万円以下の罰金に処せられることもあるほか、飼い犬が人や馬などを噛んだ場合、多額の賠償金を請求されることもありますので、必ず登録や予防接種を受けるようにしましょう。

### 特定家電の処理方法について

- テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法に基づき、処分する必要があります。不法投棄すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が課せられますので適正に処理しましょう。



### ● 家庭ごみの排出は、必ず午前8時までに排出してください

- 家庭ごみの収集時刻は天候などにより大きく左右されます。収集車が通過後に排出されたごみは収集しませんので、午前8時までに必ず排出してください。
- また、カラスなどのごみ飛散被害がある場合は、ネットや毛布を掛けて排出するなどの対策をして排出してください。



● 問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎ 0146・47・2112

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

## 今年は4年に一度の『統一地方選挙』の年です

今年は4年に1度の統一地方選挙の年です。4月9日に北海道知事と北海道議会議員選挙、4月23日に新冠町議会議員選挙が行われます。

一部の投票所において、閉じる時刻を繰り上げますので、後日届く入場券を確認の上、投票しましょう。

### ○選挙期日

- 4月9日 北海道知事・北海道議会議員選挙
- 4月23日 新冠町議会議員選挙

～投票日当日に投票所へ行けない方は期日前投票をしましょう～

### ○期日前投票

- 【道知事】 3月24日(金)～4月8日(土)
- 【道議会議員】 4月1日(土)～4月8日(土)
- 【町議会議員】 4月19日(水)～4月22日(土)
- 場所 役場庁舎1階 101会議室
- 時間 午前8時30分から午後8時まで

### ○その他

- 入場券(ハガキ)を紛失された場合でも投票できますので投票所へお越しください。

### ● 新冠町議会議員選挙立候補予定者説明会

立候補を予定される方はご出席くださいますようお願いいたします。(代理の方の出席も可能です)

○期日 3月20日(月) 午後1時30分から

○場所 役場庁舎2階 201会議室



### ● 問い合わせ先

選挙管理委員会 ☎ 0146・47・2111

## 健康カレンダー

(お問い合わせ先: 保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月日	時間	事業名	場所	
3月	13日(月) 13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館	
	16日(木) 13:15~15:30	5歳児相談	レ・コード館	
	28日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
受付 13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		
4月	12日(水) 13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター	
	25日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
		受付 13:00~	1歳6ヶ月・3歳児健康診査	

新型コロナウイルス感染症の状況により中止および延期する場合があります。事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

## ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

### ● 老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆三春 理恵

(ボックスステッシュ120個・タオル14枚)

☆木村 千鶴子 (カット布1箱)

☆庄司 千秋 (タオル100枚)

☆ボランティアグループあゆみ (カット布10束)

☆ボランティアグループちよぼら (カット布7袋)

### 新冠町社会福祉協議会へ

#### ● 福祉事業に役立ててと

☆㈱日高食肉センター (古切手1袋)

☆大雅くん (古切手300枚)

☆愛友ちゃん (古切手300枚)

☆匿名 (古布2箱)

#### 古布の寄贈のお願い

古着や古シャツなど、使用しなくなったものがありましたら、直接、老人ホーム恵寿荘・町社会福祉協議会にご持参ください。

## 子育て支援センターからのお知らせ

### ★おしゃべりルーム★

- 期日 ① 3月16日(木) 10時～11時30分  
② 4月20日(木) 10時～11時30分

- 内容 ① 『フォトフレーム制作』  
② 『こどもの日制作』

### ● 申し込み期間

- ① 3月14日(火) まで
- ② 4月18日(火) まで

### ● 定員 ① 5組(0歳～就学前)

- ② 5組～6組(0歳～就学前)

### ★チャイルドランド★

- 期日 4月13日(木) 10時～11時30分

- 内容 『わらべうたあそび』

### ● 申し込み期間

- 4月11日(火) まで

### ● 定員 10組(0歳～就学前)

- ※ 2グループに分けて実施

● 問い合わせ先: 子育て支援センター ☎ 0146・47・4525

## 農地の転用制度 転用許可を忘れずに

農地に住宅や農業経営に必要な施設を建設する場合、あるいは資材置場や道路など農地以外にする場合には、農地転用許可が必要となります。

この農地転用に係る申請については、農業委員会の審議を経て、道(知事)へ送られ審議された後、許可(もしくは不許可)となります。

許可を受けずに建物を建設したり、許可の内容と異なることを行った場合は、**工事の中止、原状回復などの指導**が行われ、改善されない場合「農地法違反」として、懲役や罰金が科せられることとなります。

農地転用には他の法令の許可(農業振興地域指定の変更など)も必要となる場合もあることから、申請から許可されるまでに相当の日数を要しますので、**転用の計画がある時はお気軽に農業委員会までご相談の上、早急に申請手続き**をお願いします。

● 問い合わせ先: 農業委員会 ☎ 0146・47・2472